

分収造林事業等長期施業委託実施要領

この要領は、一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）が、公社事業地における分収造林事業および分収育林事業（以下「分収造林事業等」という。）の木材生産等を長期施業委託により実施するために必要となる事項を定めるものとする。

第1 対象森林

長期施業委託の対象となる森林は、次の（１）～（３）のいずれかを満たすものとする。

- （１）林班、または森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域において、公社単独では森林経営計画の作成が困難であり、分収造林事業等の実施に支障が生じる森林
- （２）公社事業地と隣接する森林での施業が計画されており、分収造林事業等を一体的に行うことが適当と認められる森林
- （３）その他特別な理由により、長期施業委託をすることが適当と認められる森林

第2 対象となる者

長期施業委託は、次の（１）～（３）のいずれかの要件を満たしている者と委託契約を締結できるものとする。

- （１）分収造林事業等を実施しようとする公社事業地を含む林班、または森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域において、森林経営計画の認定を受けている者
- （２）森林経営計画の認定要件を満たしていない公社事業地を含む林班、または森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域において、同公社事業地と自ら所有する森林若しくは他の森林所有者から経営の委託を受けた森林を組み合わせて、森林経営計画を作成し、認定を受ける見込みのある者
- （３）「分収造林事業等プロポーザル実施要領」に定めるプロポーザル2型に参加し、「分収造林事業等プロポーザル審査要領」に基づく審査において、契約の候補者に選定された者

第3 委託期間

長期施業委託の委託期間は、契約締結日から森林経営計画の終期までとする。ただし、市町から委託期間に関する指導がある場合等はこの限りではない。

付 則

（施行期日）

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和5年4月3日から施行する。